明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件の一部を改正する件（**総務**二一七）　一
○低騒音型建設機械の指定に関する件（**国土交通**七〇五）　二三
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（**同**七〇六）　二四
○排出ガス対策型原動機の認定に関する件（**同**七〇七）　二四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二四
特殊法人等
中日本高速道路株式会社工事一部完了、特定計量器型式承認、住宅型式性能認定関係　二七
地方公共団体
行旅死亡人関係　二八
会社その他
会社決算公告　二四〇

告示

○総務省告示第二百十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十八条第一項の規定に基づき、昭和三十八年自治省告示第百五十八号（固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年度分の固定資産税から適用する。

平成二十六年六月二十六日

総務大臣　新藤　義孝

第2章第2節二3の表中(7)の項を削り、(8)の項を(7)の項とし、(9)の項から(11)の項までを一項ずつ繰り上げ、同表(12)の項中「(11)」を「(10)」に、「出窓、庇、樋（とい）及び階段」を「樋（とい）、階段及び床面（ゆかめん）」に改め、同項を同表(11)の項とする。

第2章第3節二3の表(14)の項中「その他の工事」を「その他工事」に改める。